

ASBJ、企業会計基準公開草案第94号 「法人税等に関する会計基準（案）」等を公表

Point
1

「法人税等会計基準」の適用対象税金を定義

本公開草案では、法人税等に関する会計基準（法人税等会計基準）で主に取り扱う税金について原則的な定めを置き、「課税対象利益（課税当局の定めに従って算定された特定の事業年度の利益であり、当該利益を対象として税金が課されるもの）を基礎とする税金」とすることが提案されています。これは、従前は適用対象税金を特定していたため、個別の税金の創設の都度、会計基準の改正が求められてきたことに対応するものです。

Point
2

会計処理と開示の取扱いの提案内容

本公開草案の提案では、課税対象利益を基礎とする税金をいわゆる「法人税等」として取り扱い、課税対象利益を基礎とする税金に該当しない、例えば**住民税（均等割）**や**事業税（付加価値割）**は別の取扱いとなります。また、受取利息及び受取配当金等に課される源泉所得税等及び親会社及び国内子会社が外国の法令に従い納付する税金で課税対象利益を基礎とする税金に該当しないものの取扱いも明確化されています。



ここに注目！

本公開草案では従前の取扱いが概ね踏襲されている一方、**住民税（均等割）**について損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費又は営業外費用のうち適切な表示区分に表示することが提案されています。住民税（均等割）を法人税等に含める現状の処理から表示が変更することになるため、各段階利益に影響が生じる可能性があります。

Point
3

関連する会計基準等の見直しと補足文書（案）

法人税等会計基準で「課税対象利益を基礎とする税金」という原則的な定めが置かれたことに伴い、語句修正や法定実効税率の記述を原則的な定めを用いた形式へと見直す等、税効果会計に係る会計基準その他関連する基準の改正が併せて提案されています。また、実務への配慮として、個別の税金ごとの具体的な取扱いを示した補足文書（案）も公表されています。

Point
4

適用時期及び経過措置

改正される会計基準等の公表から1年程度経過した年の4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することが提案されています（公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用も可能）。また、**住民税（均等割）**に関して、適用初年度の比較情報については組替えを行うことを要しないとされています。